

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

平成30年4月から、第7期益田市介護保険事業計画運営期間が始まりました。介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出された『基準額』をもとに、皆さんの所得に応じて決定します。



平成30年度の介護保険料決定通知書は、6月中旬にお送りします。

【平成30年度から32年度までの介護保険料】

新しい介護保険料段階		保険料額(年額)	従前の保険料額	
第1段階	住民税非課税世帯	生活保護の受給者、 老齢福祉年金受給者、 課税年金収入額+合計所得額が 80万円以下の方	基準額×0.40 28,600円	27,600円
第2段階		課税年金収入額+合計所得額が 80万円超120万円以下の方	基準額×0.70 50,000円	48,300円
第3段階		課税年金収入額+合計所得額が 120万円超の方	基準額×0.75 53,600円	51,800円
第4段階	住民税課税世帯	本人非課税で課税年金収入額+ 合計所得額が80万円以下の方	基準額×0.87 62,100円	60,000円
第5段階		第4段階以外の本人非課税の方	基準額 71,400円	69,000円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.22 87,100円	84,200円
第7段階		合計所得金額が120万円以上 200万円未満の方	基準額×1.35 96,400円	93,200円
第8段階		合計所得金額が200万円以上 300万円未満の方	基準額×1.50 107,100円	100,100円
第9段階		合計所得金額が300万円以上 500万円未満の方	基準額×1.75 125,000円	120,800円
第10段階		合計所得金額が500万円以上 800万円未満の方	基準額×1.90 135,700円	131,100円
第11段階		合計所得金額が800万円以上の方	基準額×2.50 178,500円	172,500円

《介護保険はみんなで支えています》

介護保険の財源は、保険料と税でそれぞれ半分ずつ負担しています。このうち40～64歳の方（第2号被保険者）が納める保険料が費用全体の27%、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料が23%を負担し、社会全体で制度を支えるしくみになっています。介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるように、保険料は必ず納めましょう。

【問い合わせ先】 市高齢者福祉課 ☎ 31-0682